

Title	転換期の水際対策：日本統治下台湾における海港家畜検疫の強化 (一九一―一九二六)
Sub Title	Total border blockade : adjustment of seaport livestock quarantines system in Taiwan under Japanese rule (1911-1926)
Author	末武, 美佐(Suetake, Misa)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2025
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.41, (2024.) ,p.205- 234
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20240000-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

転換期の水際対策

——日本統治下台湾における海港家畜検疫の強化（一九二一～一九二六）——

末 武 美 佐

はじめに

台湾は熱帯伝染病と風土病が頻繁に発生し、清末期には「瘴癘の地」と呼ばれた。日本統治初期、台湾総督府は近代的な伝染病防遏を制度として導入した。こうした状況をふまえ、近代中国・台湾等東アジア地域におけるヒト伝染病の防遏や関連医学発展に関する研究は既に一定の蓄積がある。その一方、植物、そして動物、とくに人間とのかかわりが密接であった家畜の伝染病に関する研究は、未だ十分になされておらず、今後の発展が期待されている領域のひとつだと指摘されている。⁽¹⁾しかし近年、台湾の家畜伝染病予防が研究テーマとな

り、例えば防疫のための技術的發展や、法令に関する考察が進んできている。⁽²⁾この状況に鑑み、筆者は制度の發展やその特色を検討した。まず、統治五一年間における家畜伝染病防遏制度の發展について二つの段階に分け、一九二六年までの台湾独自の制度「台湾獣疫予防規則」に拠った時期を第一段階、一九二七年以後の内地の基幹法「家畜伝染病予防法」に拠った時期を第二段階である⁽³⁾とまとめた。

台湾は四方を海で囲まれており、伝染病防遏の方法は、陸上での防疫と、水際対策の二つに大きく分けられる。近年、台湾における「海港検疫」の来歴をテーマにした研究も見られ、⁽⁴⁾さらに、二〇二〇年のはじめに起こったダイヤモンド・プリンセス号をめぐる新型コロナウイルス伝染病拡大事案は、日本社会に、防疫における海港検疫、水際対策の重要性を想起させた。⁽⁵⁾しかし、それらは、ヒトを対象とした検疫であり、家畜を対象としたものは議論の対象外となっていた。

筆者は「日治初期台湾家畜疫病政策之試行——海港獸類検疫為中心（一八九六—一九一一）」において、日本統治初期の台湾家畜伝染病予防政策実施の状況を題材とし、史実の再構築とその特徴について論じ、先述のような、従来の先行研究の不足を補った。当時、祭日の供物・宴席の材料などに豚を用いていたことから、台湾の社会生活にとって豚は極めて重要な生活必需品の一つとなっていた。しかし台湾で生産される豚ではその大きな需要をまかないきれず、中国大陸から大量に買い付けることが慣習となっていた。台湾総督府は、こうした状況を踏まえ、水際対策と台湾の陸上での防疫を徹底することの両方を盛り込んだ基幹法「台湾獣疫予防規則」を一八九九年に制定した。当該規則の内容は、内地の基幹法と類似している点も見られ、例えば水際対策を採用したことなどはその筆頭として挙げられよう。海港家畜検疫施行当初、台湾総督府は各種宣伝を行ったが、民間から家畜検疫実施の理解を得るのは困難であった。そこで、台北の商業界の有力者——彼らは多く

の場合、豚の卸売り業も営んでいた——を主要な株主とした「台湾家畜保険株式会社」を発足させたことで、台湾の外から港經由で入ってくる家畜には検疫を実施するという概念自体が台湾社会に定着し始めた。他方、日本から移入する家畜については当初明確な検疫規定がなく、内地の伝染病の発生・流行状況に呼応し、時期や移出地を限定した、臨時措置としての検疫を行うことからはじめ、そのうち、輸入家畜と移入家畜を同等に扱って常態的に検疫を行うことが慣例となった。台湾獣疫予防規則及び施行細則を改正し、制度と実際の海港家畜検疫の間の乖離是正を図ったのが、一九一一年の規則改正の重点である。

本論では、一九一一年の台湾獣疫予防規則改正後、海港家畜検疫実施方法の調整・検疫の実際状況及び効果・新しい検疫制度の特質について述べ、一九二六年二月の台湾獣疫予防規則廃止までの、台湾海港家畜検疫の概況及びその特色を明らかにする。

一 台湾獣疫予防規則の改正と検疫の調整

一八九九年台湾獣疫予防規則施行後、清国からの生豚（清国豚、以下同）輸入数には変化が見られた。一八九九年の輸入数は五二、九六八頭であったが、一九〇二年には三七、八三一頭、一九〇四年には一四、二六六頭となり、顕著な減少傾向を呈していた。そのうえ、伝染病に罹患した豚の数も減っていた。それゆえ、台湾総督府は、規則の施行が一定の効果を見たと判断した。また、清国豚は、基隆・淡水の二港からは入ってきていたが、その二港と同様に輸入家畜の検疫拠点と定められていた旧港（現在の竹北市）、後囑（現在の苗栗）、塗葛窟（現在の台中市）の三港からはほぼ入ってきていなかった。こうした現状に呼応し、一九〇四年四月、旧

港・後囓・塗葛窟三港に設置していた輸入獸類検査所は廢止し、基隆・淡水の二港のみで清国豚を扱い検査を実施することとした。⁽⁶⁾

一九〇六年からは、台湾總督府が輸入家畜に対する関稅率を上げたため、一九〇七年以降、清国豚はさらに減少し、一九〇七年には八四一頭、一九一〇年には五二九頭、一九一一年には四頭と、ほぼゼロに近い状況となった。これとは逆に、内地からの生豚移入数は、一九〇七年には一、一三六頭、一九一〇年には四、一一三頭、一九一一年には七、〇五八頭にまで達していた。つまり、海外から台湾へ入ってくる豚の生産地は、この時を境に、基本的には清国から内地へ移行した、ということができ⁽⁷⁾る。一九一〇年、台湾總督府農事試験場畜産部技師であつた小野新市は、台湾では民間に対し養豚を奨励しており、その結果として、養豚数はこの当時一二〇万頭を数え、毎年屠殺可能な豚は六〇万頭に達していたが、台湾全土での需要を満たすには至っておらず、毎年多くの豚を内地と清国から輸移入する必要があると述べている⁽⁸⁾。言い換えるなら、当時、台湾では未だ豚を自給自足することができず、海外の豚に頼るよりほかなかったのである。

移入豚においては伝染病感染を確認していなかったが、一九一一年はじめ、台湾總督府は、移入家畜が年々増加していること、そしてそれにもない伝染病流入のリスクも増大していることを鑑み、移入家畜の検査規範を明確化するため、「台湾獸疫予防規則」の改正に着手した。

同十一月二五日、台湾總督府は「台湾獸疫予防規則」改正の律令および施行細則改正の府令を發令し、当該規則第一条「台湾總督ハ外国ニ獸疫侵入ノ虞アリト認ムルトキハ、有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入スル獸類及物品ノ検査ヲ行ヒ若ハ其輸入ヲ停止スルコトヲ得」を、「台湾總督ハ本島外ヨリ獸疫侵入ノ虞アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入若ハ移入スル獸類及物品ノ検査ヲ行ヒ又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ停止

スルコトヲ得」と改正した。同時に、同施行細則第一〇条「地方長官ハ外国又ハ其他ノ地方ヨリ獣疫侵入ノ虞アリト認ムルトキハ必要ノ港口ニ検査委員ヲ派遣シ輸入獣類ノ検査ヲ行フヘシ」を、「本島外ノ有病地ヨリ又ハ之ヲ経テ獣類、其ノ屍体及皮骨類其ノ他獣疫伝播ノ虞アル物品ヲ輸入又ハ移入スル船舶ハ獣疫ノ検査ヲ受クヘシ」へと改正した。⁽⁹⁾この時の改正で重要なのは、「輸入」であれ「移入」であれ、台湾の外から台湾へ持ち込まれる家畜やその他物品が同様に伝染病の侵入を媒介しようという考えがより明確に反映され、細則ではそれらの双方を検疫対象として明文化している点である。これは、従来のもものが、「輸入」を中心にした規則で、「移入」についてはあいまいであったのとは異なる。

また、一九一一年以前、家畜検査業務は各地に設置された輸入獣類検査所の所轄であり、同所規程にしたがい、当該庁長或いは支庁長が検査委員長を兼任して検査の責任者となり、その指揮下で実務に従事する検査委員と検査係は、それぞれ現地の属・警部・警部補・技手・獣医等職員がこれを兼任した。⁽¹⁰⁾すなわち、海港家畜検査の実務に従事する者は、必ずしも獣医でなくてもよかったのである。ところが、一九一一年五月一七日、台湾総督府は勅令第一五一号をもって台湾総督府港務所官制を公示、これにより基隆港務所、滬尾（現在の淡水）に港務出張所を設置した。滬尾の港務出張所には検査課があり、海港検査・輪移入家畜検査を一手に引き受けていた。ここでは、元来、対ヒト検査を担っていた台湾総督府海港検査所の業務と、対家畜検査を担っていた基隆・淡水輸入獣類検査所を移管したことになる。組織構造は、台北庁長が港務所長、検査医官が検査課長を兼務し、彼らのもとはは港務獣医（判任官）一名、港務出張所には獣医が検査員或いは嘱託として配置され、家畜検査・検査及び医務に従事することとされた。⁽¹¹⁾以上から、官制が改正された結果、獣医が検査実務に従事するようになり、言い換えれば、改正を機に海港家畜検査実務担当者の専門性が問われるように

なつたのだ。

従来は、家畜を輸移入する場合、檢疫実務担当者である檢疫委員が乗船して臨檢をしており、家畜の所有者（占有者）や管理人の住所と氏名・船籍・船名・船舶の種類・船長氏名・家畜の種類と頭数・或いはその他の物品（肉・皮・骨）の種類と数量、家畜及び物品の搭載地・船舶の出航日時・経由地等を調査していた。一九一一年一月二五日、官制と同時に改正された「台湾獸疫予防規則」及び「台湾獸疫予防規則施行細則」によれば、海港家畜檢疫に従事する職員は、檢疫実施の際には船舶に臨檢し、船長又は船長職務を行う者に以下について質問し、それらを取りまとめた書類に署名させることになつた。具体的な質問内容は以下の通りである。

- 一、船籍、船舶の種類及名称
- 二、発航ノ地名及年月日
- 三、寄港ノ地名及年月日
- 四、獸類ノ種類及頭数並搭載の皮骨類の数量及性状
- 五、獸類、其ノ皮骨類搭載ノ地名及年月日
- 六、獸類、其ノ皮骨類の仕向地名
- 七、獸疫發生シタル船舶又ハ獸疫流行地ヨリ来リタル船舶ト交通ノ有無
- 八、他港ニ於テ檢疫ヲ受ケタルコトノ有無
- 九、航海中又ハ寄港中発病又ハ斃死シタル獸類ノ頭数及其ノ症状

十、現時病獣及其ノ屍体ノ有無⁽¹²⁾

右に引用した質問項目のうち、一から六までのような、船がどのようなルートをとって航海してきたのか、そして、どの家畜（或いは関連物品）をどのくらい積載しているのか、ということは、従来も検疫の際に確認していた。しかし、改正後の検疫制度は、これに加え、七、十のような、積載した家畜（或いは関連物品）の航海中の衛生状態にかかわる設問が追加された。そして、検疫従事者は、船長又は船長職務を行う者に対し、必要に応じて航海日誌の閲覧を求めることが可能となった。更に、右の質問に虚偽の回答をしたり、航海日誌の閲覧を拒否したりした場合、過料や罰金を科せられることも同時に取り決められた。最終的に検疫に通過すると、検疫従事者の署名の入った証明書を下付することも明文化された。

右から分かるように、新しい海港家畜検疫は、以前より専門性の高い職員が、船舶における臨検を通じ、船舶到着時点の状況のみならず、航海の来歴も含め総合的に理解した上で積載家畜（及びその他の物品）の衛生状態を判断するというものであった。検疫通過後の証明書発行は、家畜の安全性に対する公的な「お墨付き」の具現化であり、海港家畜検疫は、これを機により高い権威性を帯びるに至った、と言えよう。

二 基隆・淡水二港における海港家畜検疫

一九一一年二月三日、台湾総督府は、家畜及びその他の物品に関し、基隆・淡水二港のみでの検疫執行を告示した。この二港で新しい検疫制度が展開することとなるが、以下その具体的状況をみていく。

(1) 家畜輸移入の状況

さきに述べたように、一九〇六年台湾総督府が輸入家畜への関税率を上げたところ、清国豚の輸入数は急激に減少し、ほぼゼロの状態になった。反対に、内地豚、特に九州・沖縄からの移入豚はこの時を境に、生豚における新しい選択肢として存在感を帯びることとなる。一八九九年～一九二六年の台湾における生豚の輸移入状況概要を表一にまとめた。

表一によれば、台湾獣疫予防規則施行後清国豚は減りはじめ、関税が引き上げられた一九〇七年以降は大幅な減少となった。そして、中国豚の減少と対照的に、内地豚が増え始め、一九一三年に最初のピークを迎えている。内地豚が台湾の市場で存在感をあらわしてきたというのは、一九一一年以降の極めて顕著な傾向であろう。ただし、台湾獣疫予防規則改正の一九一一年から、台湾独自の基幹法に拠って家畜伝染病防遏に取り組んでいた時期が終わる一九二六年までの間、台湾の生豚を支えるのが、内地から中国（清国）へと完全に切り替わったかという点、そうとも限らない。表一からは、一九一七～一九二二年にかけて、内地豚が減り、中国豚が再度増えるという現象もみてとれる。

それではまず、この時期、台湾における生豚供給元として内地が存在感を示したのは、どのような背景があるのだろうか。内地における養豚は、当時としては比較的新しい産業であった。明治維新以前の日本では、同時期の欧米とは異なり、産業としての畜産は、確立していなかったといつてよい。それが明治期に入り、政府は農業振興に合わせて畜産改良を目指した。この状況のもと、漸次に養豚が普及・発達していき、大正期には全ての府県で豚が飼育されるようになった。鹿児島は、内地の府県のなかで、明治維新以前より養豚が行わ

単位…頭
出典…三浦浅吉『台湾の畜産 付台湾畜産統計』、台湾農友会、一九二九年、付録四三頁。

年次	内地から 移入	中国から 輸入
1899	—	52,968
1900	—	37,477
1901	—	29,001
1902	166	37,831
1903	322	24,917
1904	1,024	14,266
1905	678	11,208
1906	982	12,441
1907	1,136	841
1908	3,954	631
1909	2,144	251
1910	4,113	529
1911	7,058	4
1912	11,914	4
1913	19,856	1
1914	15,485	147
1915	17,779	41
1916	11,918	23
1917	4,175	98
1918	3,119	580
1919	1,448	1,264
1920	253	23,406
1921	295	13,196
1922	105	574
1923	213	—
1924	1,231	—
1925	15,047	281
1926	2,856	2,795

表一 一八九九～一九二六年台湾生豚輸入概要表

れていた地域のひとつである。従来の養豚の慣習に加え、早くも明治初期には、長崎から盛んに種豚を買い付け養豚改良に励んだ。その結果、一八九七年の時点で、全国の豚の頭数の三分の二を鹿児島県の豚が占めていたといわれるほど、鹿児島県の豚の生産力は他府県を圧倒していた。⁽¹³⁾

鹿児島ではこのような養豚の盛況があった一方、豚の著しい繁殖による価格の下落も経験している。こうした事態は、養豚業全体に悪影響を及ぼすばかりでなく、養豚を適切な副業としてきた農家へも打撃を与えたと考えた県養豚組合では、販路の小さを問題にしており、一九〇七年夏、その拡大に向けて検討が行われた。⁽¹⁴⁾

鹿児島県養豚組合と特約を結び、以後しばらくは鹿児島豚の台湾への移出を扱うこととなった。⁽¹⁵⁾

日露戦争中、捕虜への食料供給等のため、鹿児島県で多く生産されていたバークシャー豚が海外へ大量輸出されると、鹿児島における豚の価格は高騰した。しかし業者が競って繁殖をした結果供給過剰となり、一九〇〇年代末には逆に価格が暴落、販路は途絶状態となった。そこで、鹿児島県はさらなる品種改良を目指し、県令第八号「種牡豚取締規則」により非優良種を用いた交配を禁止し、他方、販路の拡大に尽力した。このような措置が功を奏し、市場価格は回復した。続いて、同県では豚の品種について更なる統制が必要と考え、一九一一年からバークシャー種のみを繁殖可とする方針を打ち出し、県内各地で奨励指導を実施した。その結果、品質の良い豚を飼育できるようになり、県外への販売が増加していった。台湾ではもとより生豚の需要が大きく、鹿児島から台湾への移出は年々増加した。そこで、鹿児島県では豚の移出を扱う会社や組合を成立させた。主要なものを述べると、例えば、一九一一年に発足した鹿児島県生豚輸出会社は、輸出という名称が用いられていたものの、主に台湾への移出を扱う会社であつた。⁽¹⁶⁾

注目に値するのは、この鹿児島県生豚輸出会社が、生豚の台湾への移出だけでなく、一九一二年一月、台北庁と契約を交わし、台湾側が得た利潤の一部を台北在住の日本人が組織した消防組の経費とする旨に同意したことである。当時の台北消防組は、公的補助の不足により、少なからぬ負債を抱えており、その一部は、副頭取篠塚初太郎が立て替えていた。こうした状況のもと、篠塚は、負債の返済と運営に必要な経費の獲得を意図し、台北庁と交渉した。台北庁は、台北消防組がその事業のひとつとして内地豚卸売りを営むことを許可した。台北庁と鹿児島県生豚輸出会社の契約により、この事業取り引きにおいて、消防組は売買手数料に売買仲介料を上乗せした金額を請求し、この上乗せ分を消防組の経費に充てることとした。⁽¹⁷⁾ まもなく、基隆消防組も同様に経費不足を理由とし、組頭小林伊三郎が基隆庁へ陳情、その結果、一九一三年から小林が基隆において

鹿兒島生豚の卸売業を営むこと、その収益を基隆消防組の財源とすることを許可された。⁽¹⁸⁾

以上から、鹿兒島県生豚輸出会社は、台湾北部における消防組の財政難を好機とし、台北・基隆の要求に合わせるかたちで、台北・基隆それぞれと、双方ともに有利な契約を交わすに至った―すなわち、鹿兒島側は県内の豚に関して台湾という安定的な販路を獲得すること、台湾側は、不足する消防組の経費を補填することが可能になったのである。それでは、こうした動きに対する台湾社会の反応はどうであっただろうか。一九二一年一月一七日付けの『台湾日日新報』文芸欄には、「移出豚」と題する短い漢詩がある。それは、「鹿兒島県自成村。会社経営移出豚。廿紀商人操勝算。終当一手財源。」（訳…鹿兒島県自成村の会社は移出豚を扱っている。二〇世紀にもなつて、商人が勝算を立て、ついに多くの利益を手にしたのだ。）というものであった。⁽¹⁹⁾これは、台北庁と鹿兒島県の間で内地豚をめぐる契約が交わされていた頃で、詩文中の「会社」は、鹿兒島県生豚輸出会社を指していると考えるのが自然であろう。すなわち、世論は、内地豚の台湾移出をめぐり、台北庁と鹿兒島県の間で利害に基づいた特殊な関係が形成されつつある状況を見逃さなかった。その上、時代に見合わぬ、公正さを欠く取り引きではないかと指摘していたのである。

これとは別に、一九一三年三月、台湾総督府農事試験場技手小野新市が命を受けて鹿兒島養豚調査へ向かった。これは、鹿兒島県養豚の沿革及び現状・豚の販売方法及び価格・鹿兒島生豚輸出会社等代表的な卸売商及び移出業者の組織及び事業概要・豚の加工・伝染病及びその治療法などを調査するものであった。小野は調査の結果を報告書にまとめているが、その中で、鹿兒島県の豚商や卸売り業者は、取引時に血統の偽造や年齢・疾病の隠蔽などの事案があったことから、一九一三年三月鹿兒島県公示「豚商取締規則」により、生豚の売買、交換、斡旋の業務についてはこれを許可制とし、疾病の隠蔽は罰金対象としたことを取り上げている。⁽²⁰⁾こ

の調査から、鹿児島から台湾へ移出される生豚は、移出前の段階から衛生管理下におかれ、その品質は一定程度の信頼性を帯びていることについて台湾側が理解したと言えるだろう。また、この調査報告の末尾に「本調査をなすに当り鹿児島県技手中須憲文氏、鹿児島豚輸出会社（筆者注…正しくは鹿児島県生豚輸出会社）取締役竹内徳蔵氏は多大の便宜を与へられたり茲に謹謝す。」という謝辞が付せられている。これは、調査が、鹿児島県庁、ならびに鹿児島県生豚輸出会社の「お膳立て」によって実施されたことを示しており、調査を通じて、鹿児島側が鹿児島県生豚輸出会社を宣伝する意図があったことは否定できない。

一九一三年夏になると、鹿児島県内の生豚移出業者の競争は熾烈を極めていた。この時最も勢力を伸ばしていたのは、盛進組である。盛進組は、主に肉豚の買い付けと移出業を営む組合で、この時期、商船二社及び鹿児島―門司間貨物鉄道において積載量の優先予約を取り付け、かつ、台湾への移出は、従来のような北部のみにとどまらず、南部にまで拡大しようと画策していた。鹿児島県生豚輸出会社はこの「競合他社」の状況を考慮して増資を計画し、特に豚の移出地である台北で出資者を募るため、会社幹部で県議員でもあった志々目藤彦と鹿児島県技手中須憲文を台湾に派遣、八月一三日、台北庁協議室にて台湾の関係者と会合を開き、増資と移出入の件につき意見を交わした。世論は、鹿児島県生豚輸出会社のようなこうした動きを取り上げ、同社が台湾で既に当局にとっての「政商」となりつつあること、各種の挙動によって盛進組に圧力をかけていることを指摘している。⁽²²⁾

以上の状況から、鹿児島から台湾への生豚貿易をめぐる、鹿児島県の移出業者・運輸業者・在台日本人有力者・総督府及び地方庁関係者の間で、それぞれの利害を軸にした複雑かつ特殊な人間関係が形成されていたことが分かる。

一九一〇年代初頭、台湾における移入豚の生産元は、ほとんどが鹿児島であり、例えば、一九一三年の移入豚約二万頭のうち、鹿児島県産は一万五千頭にものぼるほどであった。しかし、一九一四年一月一―一二日、桜島が噴火、鹿児島湾の利用が困難となり、薩摩半島最南端の山川港の利用を余儀なくされた。そのため運輸コストが高騰し、内地豚交易は苦境に立たされ、鹿児島県の生豚移出業者と台湾の生豚受け入れ業者は経営難に陥った。⁽²³⁾このように、内地豚交易上問題が生じ、台湾の豚需要を満たすことができなくなったことを背景に、中国豚の輸入頭数は前年一九一三年の一頭から一九一四年には一四七頭へと急増した。中国大陆における豚の生産地は、福建の福州・浙江の温州と台州などであった。⁽²⁴⁾

また、一九一七年以降、船舶が不足し、かつ内地の物価も高騰したため、内地の豚が激減し、逆に、中国豚が再び増加の傾向を示した。その後、その傾向は特に一九二〇―一九二二年の間にピークを迎えた。このような現象は当時の銀相場の低落の結果、中国の家畜全般の価格が内地のそれよりも低くなったことも関連がある。⁽²⁵⁾一九二〇年一月、銀価が一円の時点において輸入中国豚が六九頭であったのが、同年二月、メキシコ銀が二・一一円、三月には二・一二円、四月には二・〇二円と価格が上昇した時期、中国豚はほぼ輸入されていない。同年五月に銀価が一・六六円まで下落すると、輸入豚数は七八八頭まで上昇、その後の銀価は、下落傾向を続け、同年十二月には一・一三円まで落ち込んだ。この年の下半期、毎月の中国からの輸入豚は二、〇〇〇―三、〇〇〇頭であり、特に十一月には四、六五九頭とピークを迎えた。⁽²⁶⁾その結果、この年一年間の輸入数は計二三、四〇六頭、中国豚の輸入頭数が過去十年で最多となった。銀価は翌年のはじめには更に下落していった一方、中国豚の輸入数は引き続き伸びていき、一九二二年のはじめ、中国豚の輸入は引き続き盛況であり、一―三月までで既に六、七〇三頭も輸入していたという。それらの豚の生産元は、廈門、汕頭、福州

などであった。⁽²⁷⁾ さきに述べたように、台湾の市場と内地の豚の生産地が人間関係や利害関係を軸に密接につながっていたことは、本稿の考察対象時期の大きな特徴の一つである。しかし、こうした関係を後ろ盾に、内地豚が台湾に大量移出されるという傾向がこの時期に安定していたかという点、必ずしもそうではない。ここでも取り上げたように、天災や銀相場下落などの大きな環境要因によって内地豚が価格の上で相対的に競争力を失うような事態が発生した場合、台湾の業者はあくまで消費者の動向に反応しており、安い中国豚を大量に買い付け、伸び続ける生豚需要に充てたのである。

(2) 家畜検疫状況

ここでは生豚の輸移入と検疫の実態を明らかにし、考察していく。一九一二年、中国から到着した豚は淡水港に四頭、隔離した豚はいなかった。内地豚は全て基隆への到着で、一一、九一四頭のうち、四頭が船内で斃死しており、臨検の結果炭疽に感染していたことが分かった。残りはそのまま船に留置したが、その最中にさらに一頭が斃死した。一九一三年、中国豚の到着はわずかに一頭、一方内地豚は一九、八五六頭、全て基隆に到着した。一九一四年、内地豚は、鹿児島・沖縄・福岡・広島・島根・愛知・兵庫等から移入された。これらの地域では豚コレラや炭疽等の伝染病が発生していたが、この年に台湾の港に到着した内地豚には伝染病が発見されなかった。一九一五年、中国豚到着数は四一頭、そのうち検疫通過は三八頭、内地豚到着数は一七、七七九頭、全て検疫を通過した。一九一六年、中国豚到着数は二三頭、検疫通過は二二頭で、内地豚到着数は一一、九一八頭、検疫通過は一一、八一七頭であった。一九一八年、中国豚到着数は五八〇頭で、検査通過は五七二頭、一方この年の内地豚到着数は三、一一九頭で、全て検疫を通過した。一九一九年、中国豚到着

数は一、二六四頭、検疫通過は一、一二四頭、一方、この年の内地豚到着数は一、四四八頭で、この年の内地豚も全て検疫を通過した。⁽²⁸⁾

右から、この時期の中国豚には頻繁に伝染病感染、斃死などで検疫未通過がみられたことが分かる。もう少し詳細にみていくと、例えば、一九一九年四月四日、温州から基隆に到着した船舶に四〇頭の中国豚が積載されていた。その内訳は、生豚三九頭、斃死豚一頭であった。この斃死豚を解剖したところ、豚コレラへの感染が判明したため、生豚全頭も一度陸揚げののち獣疫検疫所で一定期間隔離することとなった。隔離期間中、五頭に症状が出たが、残りは異状がなく、四月二二日付けで先に異状がなかった豚のみ検疫通過とした。症状が出た豚については、二頭が回復したのでこれらは五月八日に検疫通過とした。⁽²⁹⁾ 同年一二月、世論は、検疫設備の不足を背景に、台湾に輪移入される家畜の検疫が厳正さを欠いており、水際対策の不徹底により伝染病ウイルスが港を通じて侵入してしまうことを指摘した。台湾はただでさえ家畜伝染病が頻発しており、一度ウイルスが侵入してしまえば、猖獗を極める恐れもあるのではないかと、とした上で、台湾総督府に対し、水際対策を徹底すると同時に、輪移入家畜を少なくとも三週間基隆に留置しておける畜舎を建て、そこにいったん全ての家畜を収容し、伝染病感染の有無を検査すべきであると提案したのである。⁽³⁰⁾

一九二〇年九月、厦門から基隆に到着した船舶に搭載されていた家畜に対し、直ちに臨検を実施した結果、九八頭の生豚のうち、七頭が斃死ししかもその死体は船内に隠されていた。これを解析したところ、斃死は豚コレラが原因であることが判明した。残りの生豚九一頭についてはしばらく船内に留置していたが、留置中に七頭が斃死した。更にその残りの八四頭のうち三二頭は引き続き船内留置、五二頭は仙洞獣類検疫所で隔離とした。その後船内留置の生豚の中でさらなる斃死が発生、十一月一四日時点で生きていた五一頭を検疫通過と

した。また、一月一七日、中国泉州から基隆に到着した船舶に一一〇頭の生豚が搭載されていたが、臨検の結果一頭が疾病に罹患しており間もなく斃死、解剖の結果、原因が豚コレラ感染であると判明した。そのほかの豚については船内に留置して観察期間を設けたが、この間に更に七頭が斃死、船内を消毒し、伝染病感染が疑われる五一頭については検疫所に移して隔離とした。残りの五一頭については、詳細な診断を経て異状がないことを確認し、検疫通過とした。検疫所に隔離されていた豚のなかにも斃死が発生していたが、最後に残った一五頭については、隔離期間が終了したあと、一二月三日に検疫通過とした。⁽³¹⁾以上から分かるように、中国豚が増加してから、検疫を通じて少なからぬ感染・斃死豚を発見し、船内或いは検疫所における留置・隔離や、殺処分などの処置を採ったのち、異状がないと確認された豚のみを検疫通過させた。

三 淡水における海港家畜検疫

(1) 淡水一港体制確立の経緯

一九二〇年九月、地方制度改正にともない、台湾総督府は勅令第三五〇号を以て港務所官制を改正し、基隆港務所長は台北州警務部長が兼任、検疫課長は港務官が担う職務となり、検疫課長のもとに港務医官（奏任官）一名、港務医官補（判任官）三名、判任港務獣医一名がヒトに対する検疫と医務のほか、家畜に対する検疫と獣医医務に従事することとなった。⁽³²⁾一二月三日、台湾総督府は、台湾獣疫予防規則に拠り、中国全域を「有病地」とする旨告示した。そして一二月二八日、中国から、又は中国を経由した輸入家畜は全て法定伝染病感染の有無を調査し、法定期間十分に隔離すべきである旨検疫所に通知した。隔離は航海日数と合算して一

○日以内とした。⁽³³⁾

こうした動きを受け、一九二〇年末、当時台湾総督府殖産局農商課長であつた今井淵は新聞記者の取材に答え次のように述べている。

本島に於ける獣疫は当局の努力と一般の注意に依つて漸次撲滅され牛疫の如きは目下殆んど終熄を告ぐるに至り唯だ豚虎列拉が一部に発生して居るに過ぎない、然るに従来輸入を見なかつた豚や牛が本年の五月頃から支那^マより盛んに輸入さるるに至り之等多数の輸入豚又は牛の中には病毒の付着したのもあり之が本島各地に伝播さるゝ時は折角今日迄苦心慘憺して撲滅した獣疫が再び蔓延しないとも限らないので当局では基隆・淡水の両港に輸入陸上げさるゝものゝ外各港では一切之が輸入を為すを得ざることゝし輸入した豚その他に対しては嚴重なる検査を施した上各地に供給さるゝ事としたのである。⁽³⁴⁾

また、中国豚が大量に輸入されていた一九二一年四月、この状況がもたらすリスクについて、台湾総督府技師高澤寿は次の通り述べている。

支那豚^マの輸入は近来益々盛んとなつて来た、支那は元来獣疫の流行地であるので総督府では府令を以て昨年秋支那を流行地（筆者注：正しくは有病地）に指定し支那から輸入する豚其他の家畜類は基隆と淡水の外一切輸入するを許さず両地では検査官が居て嚴重検査を行ふた上之を上陸せしめて居るが現在の検査は余り理想的でないので不幸にして牛疫の伝播を見るに至つた暁には二〇年来苦心して絶滅に帰せしめ大成

功を収めて居る牛疫が再発しないとも限らないので更らに一層積極的の検査をなすべく目下其の準備中である⁽³⁵⁾

以上から、生豚を中心とした輸移入家畜検疫の嚴格化の際、台湾総督府殖産局は、豚コレラと同様或いはそれ以上に牛疫の侵入を恐れていたことが分かる。牛疫については当時既に終息状態にあったが、水際対策を強化することで流行再燃を回避しようと考えたのであろう。実は当時の学術研究の結果から、牛だけでなく、豚も牛疫ウイルスを媒介するということが明らかになっていた。このことから、台湾総督府殖産局は、豚を中心とした輸移入家畜への検疫を強化することを通じ、豚コレラのみならず牛疫の台湾への侵入を水際で阻止することを意図していたと考えられよう。⁽³⁶⁾

基隆・淡水の二港では、獣類検疫所や隔離のための畜舎などの設備が十分でなく、港務所は台湾総督府に対し設備の充実を求めた。一方、設備充実までの間、新しい措置に対応するため、輸入家畜は畜舎ではなく船舶のなかに留置することとなった。台湾総督府は一九二一年五月二十四日の告示第八一号を以て同年八月一日以降基隆港では中国から或いは中国を経由した船舶に搭載の家畜に対する検疫を実施しないことを周知した。一方、淡水港の獣類検疫所のみ、七、九〇〇円を費やして新しい畜舎及びその他の施設を整備することとなった。⁽³⁷⁾ こうして、中国から、或いは中国を経由した輸入家畜は、一律淡水港で検疫を実施することとなった。台湾総督府は、水際対策強化を打ち出したものの、予算もこれに合わせて大幅に増やすのではなく、検疫地点を淡水のみに絞り、ここに予算と人材を集中させることで政策推進していくことにしたようだ。

こうした方針に至ったのは二つの理由が考えられよう。第一に、終息したばかりの牛疫再燃への懸念であ

る。さきに述べたように、一九一五年～一九一六年の阿緞血清製造所の実験により、豚も牛疫に感染し、そして牛疫ウイルスを媒介しうることが判明していた。当時台湾の農家は普遍的に牛と豚を一緒に飼育しており、二種の家畜の接触は頻繁であった。それゆえ、台湾総督府殖産局は、豚に対する牛疫感染予防に着手することが、牛疫防遏の新しい手法として合理性を帯びると考え始めていたよう⁽³⁸⁾だ。

第二に、輸移入検疫に対する基本的態度の影響が挙げられよう。内地から台湾へ移出されていた生豚については、台湾総督府が実施した内地の養豚調査を通じ、移出地での卸売り業者・移出業者による衛生管理の有効性についてはある程度合意が取れている状態であったと言つてよい。一方中国の状況については、時期は下るが、一九二二年、養豚の専門家が、台湾と中国大陆の養豚は浅からぬ関係を有している⁽³⁹⁾のであるから、台湾の養豚の更なる改良のために中国大陆へ赴いて現地の養豚調査をすべきであると主張していた。このことから、一九二〇年当時、台湾総督府殖産局の中国大陆の畜産事情への理解が相対的に不十分であったという状況が推察される。

中国が「有病地」と指定されたとき、実は内地はちょうど、豚コレラの流行拡大中であつた。しかしながら、内地、とくに多くの豚の供給元であつた鹿児島⁽⁴⁰⁾の業者が台湾の有力者等との間に利害関係を形成しており、台湾は鹿児島⁽⁴¹⁾の移出元での衛生管理を理解していたため、移入家畜については内地の衛生管理をある程度信頼し、台湾では従来の検疫方法を維持することで安全を担保する方針を採つた可能性は排除できない。一方事情に通じていない中国からの家畜についてのみ、重点的な検疫を行うという変則的な措置をとつたのは、予算や人員に限りがあつたことに加え、当時既に、台湾における豚の需要という問題を日本の帝国経済圏の中で解決するようになっており、可能な限り内地の業者の便宜を図るという、公衆衛生以外の要素も、こうした政

策方針に少なからず作用したことは否定できないだろう。

一九二四年二月二五日、地方官官制改正により、基隆港務所、高雄臨時海港檢疫所はそれぞれ、台北州港務部、高雄州港務部と改称し、台北州港務部には海務課、檢疫課、そして淡水支部が設置された。⁽⁴⁰⁾ 檢疫課には専任の港務獣医（判任官）一名、兼任の獣医一名が配置され、家畜檢疫・検査・医務に従事した。⁽⁴⁰⁾ 輸移入家畜の扱いは淡水港のみに限定され、家畜檢疫は淡水支部が担当する業務となり、ここに淡水港一港での檢疫体制が整った。

（2）家畜輸移入の状況

台湾畜産業の発達につれて、畜産生産頭数も増加していった。しかし、台湾で豚の自給自足を達成するのは未だ困難で、やはりこの時期も輸移入に頼る状況が継続していた。⁽⁴¹⁾ 中国豚の輸入は、一九二〇年の二三、四〇六頭が、一九二二年には五七四頭となり、一九二三年はゼロであった。一九二一年一〇月、台北市では毎年約二万頭の生豚を必要としていたが、地元で生産できたのは約五千頭、台中で生産できたのは約一万頭に過ぎず、残りはやはり輸移入に頼らざるを得なかった。この時期の中国豚輸入ピークが短期間に終わってしまった背景を、中国の豚業者の意向や彼らがおかれた境遇に求めることはできないだろうか。中国の豚業者の立場を考慮した上で一九二〇年代の台北の状況を描写した史料を以下に引用する。

中国の浙江省温州府管内では、生豚の価格が非常に安く、百斤あたり一三―一四円であるが、台北では約三〇円で売ることができる。船賃やその他の費用を差し引いても、百斤あたり一〇円の利益が出る。中国

の商人は利益を重んじるにもかかわらず、誰もこの商売に飛び込もうとしない。その理由は二つある。一つ目は、検疫の手続きが非常に煩雑で、もし船内で一頭の豚に疫病の疑いがある場合、同じ船に積載していたほかの全ての豚も一週間経たないと正式な陸揚げが許されていないことである。もし不幸にも豚が斃死した場合、さらに一週間、また一週間と延長され、斃死豚については言うまでもないが、残った豚についても利益が損なわれる。二つ目は、台北では、台北生豚仲買組合が輸移入豚について特権を有しており、彼らは自分たちが安値で買わない限り、他の豚商が直接購入するのを許可していないことである。また、豚の輸送業者は、仲買の許可がなければ自由に豚を輸送して小売り業に届けることもできない。そのため、輸移入豚については最終的に安値で組合に売ることを余儀なくされるのだ。(中略) この状況において豚の供給を円滑にするためには、まず、輸移入豚に対する検疫を現状よりも簡便にすることが望ましい。そして、次に、台北生豚仲買組合による許可制をやめ、関連業者が自由な競争によって営業できるようにすべきである。⁽⁴²⁾

豚の一大産地である中国温州では、豚の価格は非常に低く、本来であれば、豚の台湾への輸出は大きな利益を生むはずであったが、それでもこうした商売に参入する機運が生まれていなかった。その理由は、ひとつは海産家畜検疫の厳格化であり、検疫に通過して正式に陸揚げにまでこぎつけることが容易ではないという情報がある。中国にも伝わっていたこと、またもうひとつは、当時の台北では、輸移入豚をめぐる一連の取り引きが、台湾の地元の商人を中心とする台北生豚仲買組合の制御のもとにあり、その体制下で業者が利益を出すことは困難だと中国の業者に見做されていたことである。検疫を通過しても、すぐに販売できないということが、中国の

業者にとって大きなリスクであると捉えられていたことが分かる。

また、牛について言くと、輸移入への依存傾向は顕著ではなかった一方、少数だが内地から牛を移入し続けていた。当時の移入牛は、ほとんどが乳用の西洋種であった。⁽⁴³⁾一九二五年、内地で、牛の伝染性肋膜炎が流行したが、これは一時大きな問題となった。理由は、当該伝染病が、家畜伝染病防遏法制における法定伝染病に該当しない、社会にとって未知の病であったからである。一九二五年五月、大阪で日本初の感染が見つかり、八月には京都・滋賀・兵庫・岡山・香川等に広がり、一月になると、さらに山形・山口・広島・福岡・新潟にまで感染は拡大、この年の感染は二府一〇県で確認され、感染牛は二三八頭が確認された。また感染疑いにて撲殺された牛は二、〇九六頭にのぼった。翌年八月、今度は福井で発生し、その後全国各地で断続的に発生、新規感染が見られなくなったのは一九二九年のことであった。⁽⁴⁴⁾

同時期、台湾総督府は、牛の伝染性肋膜炎の台湾への波及を恐れていた。この伝染病は台湾でも法定伝染病ではなく、防遏の経験もなかったのだ。それゆえ、一九二五年八月一九日、台湾総督府殖産局が内地の農林省へ、内地の流行状況を照会した。その後も再三にわたり流行状況を確認し、流行地、すなわち「有病地」を指定した上で、そこからの畜牛移入を停止することを決めた。⁽⁴⁵⁾それでは内地と台湾のやりとりが防遏措置にどのように反映されただろうか。具体的に言えば、一九二五年九月八日、台湾総督府は告示第一二〇号により、台湾獣疫予防規則に基づき大阪・京都・滋賀・兵庫・岡山・香川を牛の伝染性肋膜炎の「有病地」に指定し、「有病地」の府県から、或いは、「有病地」の府県を経由した牛の移入を停止することとした。同二月三日、さきの府県に加え、山形・山口・広島・福岡も「有病地」に追加した。同二月二七日、告示第一八六号を以て更に神奈川と新潟を追加、一九二六年五月二〇日には告示第七二号を以て滋賀・兵庫・香川・山形・山

口・広島・福岡・新潟の「有病地」指定を解除した。同年十一月五日、告示第一三四号を以て大阪の「有病地」指定を解除、新たに兵庫と福井を「有病地」とした。一九二七年三月三日、告示第二六号を以て、兵庫・福井の「有病地」指定を解除、新たに滋賀を「有病地」とした。⁽⁴⁶⁾以上から、内地の流行状況と、台湾で「有病地」とされた府県は、ほぼ一致していることが分かる。内地における牛の伝染性肋膜肺炎の流行地を逐一農林省に照会し、流行状況に合わせて「有病地」指定府県を更新していくことで、法定伝染病ではない、未知の病を引き起こすウイルスの台湾への侵入阻止を図っていたのであった。

(3) 家畜検疫状況

淡水港で家畜検疫を行う体制が整ってから、海港家畜検疫は厳格化し、手続きが非常に煩雑となった。もし感染疑いの家畜がいれば、同じ船の家畜は全て正式な陸揚げを許されず、留置の最中に斃死した家畜があれば、留置期限は一週間、また一週間と延長された。簡単に言えば、輸移入家畜は、感染が判明すれば、法定留置・隔離期間があるため、正式陸揚げまでの道のりは遠かった。新しい体制にあわせて淡水には六、〇〇〇、七、〇〇〇頭の豚を収容しておける畜舎が竣工し、厳しい検疫は順調に進み、水際対策の徹底に対する効果は上々であったよう⁽⁴⁷⁾だ。

総じて見ると、一九二一年一月に台湾総督府が海港家畜検疫に関する規定を改訂した後、牛や豚などの家畜は主に内地から移入されるようになった。その中で、豚は内地からの供給では台湾の需要を満たせない場合に限り、中国から一定の輸入が行われた。この時期には、まず基隆港務所が基隆、淡水に輸入家畜検疫所を設置し、専任の港務獣医が輸入家畜の検疫を担当した。必要に応じて船上で臨検を行い、検査に合格した家畜に

は証明書を発行し、正式な陸揚げが許可された。一方、伝染病にかかっているか、またはその疑いのある家畜は留置、隔離、もしくは焼却された。一九二〇年一月二月に総督府は中国全土を「有病地」に指定し、翌一九二一年八月以降、中国から輸入される全ての家畜に対し、淡水港で検疫が行われるようになった。つまり、台湾総督府は中国から輸入される家畜に対してより厳格に検疫を実施し、水際対策の徹底を図ったのである。中国の家畜に対するこの「有病地」指定は、少なくとも一九二八年三月まで変更されることはなかった。

一九二五年以降、台湾総督府は内地で流行していた牛の伝染性肋膜炎の台湾への侵入を防ぐため、流行が確認された府県を「有病地」に指定し、「有病地」からの生きた牛の移入を一時的に停止した。また、牛の伝染性肋膜炎の流行範囲の変化に応じ、「有病地」に指定する内地府県の追加や削除、及び移入可否の調整を随時公告した。要するに、台湾総督府は水際対策を徹底するため、家畜の輸移出元と侵入が懸念される疫病の種類に応じて、港での検疫を厳格に実施しながら、「疫病発生地」を指定し、輸移入の一時禁止を告知したのである。

一九二五年には、数年間の記録を打ち破り、内地豚の移入が一万五千頭を超え、皮革の移入は百万斤に達した。当時の世論は、このような家畜及び物品の移入急増が、台湾の家畜検疫史の中では大きな変革のきっかけとなったと指摘している。つまり、台湾でも内地と同様に家畜伝染病防遏関連法規の改正の機運が高まり、一九二六年一月三十一日に台湾総督府は従来の「台湾獣疫予防規則」及び「台湾獣疫予防規則施行細則」を廃止し、府令第二号により、内地の「家畜伝染病予防法」及び「家畜結核病予防法」が一九二七年一月一日から台湾に適用されることを公示した。そして、府令第四号と第七号により「家畜伝染病予防法施行規則」と「家畜伝染病検疫規則」がそれぞれ公示され、新しい法制度施行の根拠とした。⁽⁴⁸⁾これにより、台湾の海港家畜検疫制

度は新たな段階に入ったのである。

むすびにかえて

一九一一年一月二五日、台湾総督府は「台湾獣疫予防規則施行細則」を同時に改正した。改正後の海港家畜検疫制度では、家畜の輸移入が基隆と淡水の二つの港に限定されることが明確に規定された。同時に、家畜の海港検疫をより徹底するため、臨検がこれまでに重視され、検疫者の専門性が強調されるようになった。調査項目は、内容がより詳細になり、正確な情報公開制度が強化された。検疫終了時には、検疫担当者の署名入りの証明書が発行され、輸移入家畜が検疫を完了したかどうかを明確に識別できるようにになった。

検疫の実情を見ると、この時期、牛や豚などの家畜は主に内地から移入されていたが、内地豚の移入が減少し、台湾の需要を満たせない場合にのみ、中国大陸から一定数の生豚が輸入されていた。当時、まず基隆港務所が基隆と淡水に輸入家畜の検疫所を設置し、専任の港務獣医が輸入家畜の検疫を担当した。必要に応じて船上で臨検を行い、検査に合格した家畜には証明書が発行され、正式な陸揚げが許可された。一方、伝染病に感染しているか、またはその疑いのある家畜は留置、隔離、もしくは殺処分となった。

一九二〇年一二月、総督府は中国全土を「有病地」に指定し、淡水港の獣疫検疫所の留置畜舎及びその設備を充実させるための予算を計上した。一九二一年八月以降、中国から輸入される家畜は全て淡水港で検疫が実施されるようになった。これにより、台湾総督府は中国から輸入される家畜に対してより厳格な検疫を実施

し、家畜疫病の侵入を完全に防止しようと図った。その後、総督府は内地で流行していた非法定伝染病「牛の伝染性肋膜炎」の台湾への侵入を防ぐため、その疫病が流行している内地の府県を「有病地」に指定し、「有病地」からの生きた牛の輸入を一時停止した。また、伝染病の流行範囲の変化に応じて、柔軟に牛の移入措置を調整し、効果的な水際対策を図った。要するに、この時期の台湾の海港家畜検査は「有病地」指定とも連動して柔軟かつ厳格に実施され、経済的な利益を考慮しつつウイルスを台湾に持ち込ませないようにする体制が整えられたのであった。

注

- (1) 永島剛・市川智生・飯島渉『衛生と近代』、法政大学出版局、二〇一七年、二四頁。
- (2) 例えば、高江洲昌哉「台湾における獣疫予防制度の成立」、檜山幸夫編『帝国日本の展開と台湾』、創泉堂、二〇一年所収、二九九～三三六頁、呉明勇「日治時期台湾総督府血清製造所建立之歴史考察——以組織變遷与人事構造为中心」、『第一屆区域社会史學術研討会』プロシーディング、淡江大学歴史学系、二〇一一年所収、一～二四頁等。
- (3) 詳細は、末武美佐「日治時期台湾家畜疫病防治制度之研究（一八九五～一九四五）」（台湾師範大学歴史学系博士論文、二〇二二年）、三八～七〇頁を参照されたい。
- (4) 例えば、鄭俊彬「台湾光復前基隆港検査業務実施の問題」、『台北文獻』第一四四号（二〇〇三年六月）、九七～一二五頁、梁璿尹「国家与検査…日治時期台湾海港検査制度之研究」（台湾師範大学歴史学系修士論文、二〇〇九年）等。
- (5) 永島剛「バンデミックと海港検査」、一八一～一九七頁、南塚信吾・小谷汪之・木畑洋一編『歴史はなぜ必要なのか』、岩波書店、二〇二二年所収。
- (6) 末武美佐「日治初期台湾家畜疫病政策之試行——海港獸類検査为中心（一八九六～一九一二）」、『台湾師大歴史学

- 報』第六二期（二〇一九年六月）、一六九頁。
- (7) 末武美佐「日治初期台湾家畜疫病政策之試行——海港獸類檢疫を中心（一八九六—一九一一）」、一七〇—一七一頁。
- (8) 「小野新市氏談…台湾の養豚（一）」、『台湾日日新報』第三八一〇号、明治四三年二月二十八日、五版。
- (9) 「台湾總督府律令第四号…台湾獸疫予防規則中改正」、「台湾總督府府令第九一号…明治三二年五月府令第三六号台湾獸疫予防規則施行細則中改正」、「台湾總督府報」、第三三八〇号、明治四四年一月二十五日、七三版。
- (10) 「基隆庁訓令第四號…基隆輸入獸類檢疫所規程」、「基隆庁報」第一一号、明治三五年三月一七日、二二版、「台北庁訓令第三四号…淡水輸入獸類檢疫所規程改正」、「台北庁報」第九〇号、明治三五年八月一三日、一五三—一五四版。
- (11) 「勅令第一五一号…台湾總督府港務所官制」、「台湾總督府報」第三三三五号、明治四四年五月一七日、四七版、「台湾總督府訓令第一〇四号…台湾總督府港務所分課規程」、「台湾總督府告示第八四号…台湾總督府港務所出張所ヲ台北滬尾ニ設置ノ件」、「台湾總督府報」第三三四六号、明治四四年五月三十一日、八一—八二版。
- (12) 「台湾總督府府令第九一号…明治三二年五月府令第三六号台湾獸疫予防規則施行細則中改正」、「台湾總督府報」第三三八〇号、明治四四年一月二十五日、七三版。
- (13) 岡見義治「養豚瑣話」、「牧畜雜誌」第一四六号、二—三頁、農林省畜産局編『本邦ノ養豚』、農林省、一九三七年、『畜産彙纂』第九〇号、一—三頁所収。
- (14) 「豚の販路調査」、「鹿児島新聞」第七五五八号、明治四〇年七月六日、二版。
- (15) 「豚の台湾輸出」、「鹿児島新聞」第七八七九号、明治四一年七月二十五日、五版。
- (16) 鹿児島県編『鹿児島県治綱要』、鹿児島県、一九二五年、六五頁、「豚の販路調査」、「台湾日日新報」第三二〇六号、明治四二年一月九日、二版、「鹿児島生豚輸出会社近況」、「台湾日日新報」第四三〇二号、明治四五年五月二二日、四版、「台鹿商業の連絡（志々目代議士談）」、『台湾日日新報』第四七三四号、大正二年八月一〇日、一版。

(17) 「移入豚契約成る」、「台湾日日新報」第四四八六号、大正元年一月二八日、一版、「瀆職事件公判 愈々豚の本問題に入る」、「台湾日日新報」第六二三〇号、大正六年一月三〇日、三版（版間）、日本統治期台北消防組の概要と篠塚初太郎の経歴については、蔡秀美『従水龍到消防車——日治前期台湾消防制度之研究（二八九五—一九二一）』、五南、二〇一一年、七二—八九、一二九頁。

(18) 「寄贈討蕃」、「台湾日日新報」第三六九九号、明治四三年八月二四日、五版、「課税委員」、「台湾日日新報」第三九二三号、明治四四年四月二六日、二版、「基隆移入豚仲買」、「台湾日日新報」第四五二一号、大正二年一月三日、三版、「慰問金品寄贈」、「台湾日日新報」第四七四六号、大正二年八月二二日、七版、「豚横領の公判」、「台湾日日新報」第六三八七号、大正七年三月五日、七版等参照。

(19) 「移出豚」、「台湾日日新報」第四四七六号、大正元年一月一七日、五版。

(20) 小野新市「鹿兒島県下ニ於ケル養豚業」、「台湾農事報」第八〇号（大正二年七月二〇日）、二〇—四五頁、小野新市「鹿兒島県下ニ於ケル養豚業（二）」、「台湾農事報」第八一号（大正二年八月二〇日）、四一—四六頁、小野新市「鹿兒島県養豚調査附記」、「台湾農事報」第八二号（大正二年九月二〇日）、五〇—五二頁、小野新市「鹿兒島県養豚調査（附記）」、「台湾農事報」第八三号（大正二年一〇月二〇日）、五五—六〇頁。

(21) 小野新市「鹿兒島県下ニ於ケル養豚業（二）」、四六頁。

(22) 「移入豚の減少」、「台湾日日新報」第四八四〇号、大正二年一月三〇日、一版。

(23) 「移入豚近況」、「台湾日日新報」第四九一九号、大正三年二月二〇日、二版。

(24) 星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、台北州港務部検疫課、一九三六年、二九—三〇頁を参照。

(25) 星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、二九—三〇頁。

(26) 「畜産組合の新出現如何 基隆検疫廃止と豚価の誤解」、「台湾日日新報」第七八三八号、大正十一年三月二六日、三版。

- (27) 「本島の養豚業 豚の輸入と牛疫取締」、『台湾日日新報』第七四九九号、大正一〇年四月二日、三版。
- (28) 星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、二七～三〇頁、小島一生、『台湾畜産統計』、三九頁。
- (29) 星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、二九頁。
- (30) 「畜類と検疫 嚴重検査の要あり」、『台湾日日新報』第七〇一八号、大正八年二月二七日、二版。
- (31) 星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、二九～三〇頁。
- (32) 「勅令第三五〇号…台湾総督府港務所官制改正」、『台湾総督府報』第三二一九号、大正九年一〇月一〇日、四七版、台湾総督府編『台湾総督府職員録（大正十年）』、台湾日日新報、一九二一年、一八六～一八七頁。
- (33) 「台湾総督府告示第二一八号…支那ヲ台湾獣疫予防規則ニ依ル有病地ト指定ノ件」、『台湾総督府報』第二二七八号、大正九年二月二三日、八四版。
- (34) 「獣疫予防 輸入豚其他に對し」、『台湾日日新報』第七三八二号、大正九年二月二五日、二版。
- (35) 「本島の養豚業 豚の輸入と牛疫取締」、『台湾日日新報』第七四九九号、大正一〇年四月二日、三版。
- (36) 日本統治期台湾の牛疫防遏の経過とその特徴については、末武美佐『日本統治下台湾における家畜伝染病予防政策とその実践——牛疫防遏を中心に——』、『近代日本研究』第三九号（二〇二三年三月）、二一三～二四九頁を参照のこと。
- (37) 「台湾総督府告示第八一号…基隆港ニ於ケル輸入獣類検疫施行」、『台湾総督府報』第三三八五号、大正一〇年五月二四日、一〇五版、星武・藍田俊郎『台湾海港獣類検疫史』、三〇～三一頁。
- (38) 高澤寿「豚の牛疫」、『台湾農事報』第一一四号（大正五年五月二〇日）、四四～五二頁、高澤寿『台湾牛疫史』、台湾総督府殖産局、一九二五年、三六～三七頁を参照。
- (39) 「閑却されつつある対岸養豚の調査」、『台湾日日新報』第七九九七号、大正一一年九月一日、二版。
- (40) 「台湾総督府勅令第四三三三号…台湾総督府地方官官制中改正」、『台湾総督府報』号外、大正一三年二月二五日、一八～一九版、台湾総督府『台湾総督府職員録』大正一四年度分、台湾日日新報、一九二五年、二二六頁、星武・藍

田俊郎『台湾海港獸類檢疫史』、三二頁。

(41) 星武・藍田俊郎『台湾海港獸類檢疫史』、三二頁。

(42) 『詹炎録 豚肉之価驟昂 宜廃生豚仲買許可』、『台湾日日新報』第七六六五号、大正一〇年一〇月四日、五版。な

お引用部分の原典は漢文の新聞記事である。引用にあたり筆者が翻訳した。

(43) 小島一生、『台湾畜産統計』、四二頁。

(44) 山脇圭吉『日本帝国家畜伝染病予防史（大正・昭和第一篇）』、獣疫調査所、一九三六年、七四五～七六四頁、山脇

圭吉『日本家畜防疫史』、一九一～一九八頁を参照。

(45) 高澤寿・村松歳春『台湾家畜伝染病防疫史——二 家畜伝染病関係法規』、『台湾之畜産』第五卷第一号（昭和一二

年一月二〇日）、二〇～二二頁。

(46) 「台湾総督府告示第一二〇号…生牛移入停止ノ件」、『台湾総督府報』第三六〇九号、大正一四年九月八日、九版、

「台湾総督府告示第一六九号…大正一四年告示第一二〇号中左ノ通改正ス」、『台湾総督府報』第三六七四号、大正一

四年二月三日、六版、「台湾総督府告示第一八六号…台湾獣疫預防規則ニ依り生牛ノ移入ヲ停止スル府県追加」、

『台湾総督府報』第三六九五号、大正一四年二月二七日、九〇版、「台湾総督府告示第七二号…台湾獣疫預防規則ニ

依り生牛ノ移入ヲ停止スル府県中改正」、『台湾総督府報』第三八〇七号、大正一五年五月二〇日、九七版、「台湾総

督府告示第一三四号…大正一四年告示第一二〇号中改正」、『台湾総督府報』第三九三四号、大正一五年一月五日、

五版、「台湾総督府告示第二六号…大正一四年告示第一二〇号中改正」、『台湾総督府報』第四八号、昭和二年三月三

日、一三頁。

(47) 「畜産組合の新出現如何 基隆檢疫廃止と豚価の誤解」、『台湾日日新報』第七八三八号、大正一一年三月二六日、三版。

(48) 星武・藍田俊郎『台湾海港獸類檢疫史』、三二～三三頁。